

盛岡市中央卸売市場業務規程について

平成28年11月24日
中央 卸 売 市 場

1 改正の趣旨

中央卸売市場の施設使用料については、場内業者の経営状況に鑑み、平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間、約30パーセントを減額する軽減措置を探っているが、卸売市場を取り巻く環境が厳しさを増している状況の下、場内業者の経営状況も依然として厳しいものとなっていていることから、当該軽減措置の期間を平成34年3月31日まで延長するとともに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）の改正に伴い、卸売業者及び仲卸業者の取引の制限を緩和するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 施設使用料の額の軽減措置を平成34年3月31日まで延長する。
- (2) 卸売業者による仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売（以下「第三者販売」という。）ができる場合に、当該卸売業者が食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、市長の承認を受けて当該食品製造業者等に対して卸売をする場合を追加する。
- (3) 仲卸業者による卸売業者以外の者からの買入れ（以下「直荷引き」という。）ができる場合に、当該仲卸業者が農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、市長の承認を受けて当該農林漁業者等から買入れる場合を追加する。
- (4) 他の市場の卸売業者との集荷の共同化等に関する契約に基づく第三者販売及び直荷引き並びに電子商取引に基づく商物分離取引を市長が承認する際の手続として、盛岡市中央卸売市場運営協議会からの意見聴取に代えて、市長が指名した利害関係者からの意見聴取によることができるとしてする。
- (5) 売買取引の方法に係る決定を行う場合並びに市場の開設区域内において卸売業者及び仲卸業者が許可を受けた業務以外の販売を行う旨の届出をした場合に市長が行う手続として、盛岡市中央卸売市場運営協議会からの意見聴取に代えて、市長が指名した利害関係者からの意見聴取によることができることとする。
- (6) 残品を生ずるおそれがある等の特別な事情があるとして市長の許可を受けて第三者販売を行った卸売業者による市長への届出を廃止する。

3 施行期日

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可の日

盛岡市中央卸売市場の施設使用料について

1 経緯

中央卸売市場の施設使用料については、平成19年度までに激変緩和措置を終了することとなっていたが、場内業者の厳しい経営状況に鑑み、平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間、条例で定める使用料の額の約30パーセントを減額した額を使用料とする軽減措置を探ってきている。

2 「市場活性化ビジョン2012」等の取組

この4年間、開設者と場内業者が一体となって「市場活性化ビジョン2012」により活性化に取り組んできたところであり、青果部では平成27年度に目標取扱高の200億円を突破し、また、水産物部では目標取扱高の160億円には達することができなかったものの、各年度同取扱高の90パーセント台を確保したところである。

また、旧市場跡地の売却やメガソーラー事業の導入による収入の確保や、職員の減員などによる直接的な支出経費の圧縮に努めてきたところである。

3 施設使用料の軽減措置の延長

当市場を取り巻く環境は、基準外繰入金の発生や、今後施設・設備の修繕費の負担が増えていく見込みであり、施設使用料収入の増額を図るべきところではあるが、一方で、場内業者の経営状況は総じて非常に厳しく、また全国の卸売市場業界を取り巻く環境も依然として厳しさが続くものと見込まれている。

このような状況の下、引き続き、場内業者の更なる経営努力によって、その経営基盤の強化を図るとともに、市場経営の構造改革を進めていくためには、次期「市場活性化ビジョン2017」による取組が不可欠であり、少なくとも当該計画期間である5年間については、施設使用料について、現行の30パーセント軽減措置を継続することとし、その取組の実効性を担保することが必要である。

4 収支の見通し（現行の軽減措置を長期にわたって継続した場合の試算）

盛岡市中央卸売市場費特別会計において、現在歳出額の60パーセント以上を占め、年間10億円を超えてきた起債償還額のピークは平成28年度（同年度末の予定残額約61億3千万円）までで、平成29年度は8億円台、30年度から34年度までは7億円台で推移し、37年度に償還を完了する予定となっている。また、一般会計からの基準外繰入れは、平成28年度は2億7千万円、29年度は1億9千万円で、30年度以降は2千5百万円前後で推移し、平成36年度で終了する見込みとなっている。その後は一般会計への基準外繰入金の返済を進め、平成43年度までに完了した後は、盛岡市中央卸売市場財政調整基金への積立ても可能な状況となると見込んでいる。